

表6 都道府県別の病気休暇中の給与の取扱いの状況(平成22年4月1日現在)

(単位: 団体)

都道府県名	都道府県		指定都市		市区町村		合計		国より有利な 団体の割合
	国と同等	国より有利	国と同等	国より有利	国と同等	国より有利	国と同等	国より有利	
北海道	1		1		167	11	169	11	6.1%
青森県	1				40		41		—
岩手県	1				34		35		—
宮城県	1		1		34		36		—
秋田県	1				25		26		—
山形県	1				35		36		—
福島県	1				57	2	58	2	3.3%
茨城県	1				10	34	11	34	75.6%
栃木県	1				27		28		—
群馬県	1				31	4	32	4	11.1%
埼玉県	1		1		63		65		—
千葉県	1		1		49	4	51	4	7.3%
東京都	1				60	2	61	2	3.2%
神奈川県	1		3		30		34		—
新潟県		1	1		29		30	1	3.2%
富山県	1				15		16		—
石川県	1				19		20		—
福井県	1				17		18		—
山梨県	1				27		28		—
長野県	1				77		78		—
岐阜県	1				42		43		—
静岡県		1	1	1	20	13	21	15	41.7%
愛知県	1			1	56		57	1	1.7%
三重県		1			29		29	1	3.3%
滋賀県	1				19		20		—
京都府	1			1	17	8	18	9	33.3%
大阪府	1		2		41		44		—
兵庫県	1		1		24	16	26	16	38.1%
奈良県	1				39		40		—
和歌山県	1				27	3	28	3	9.7%
鳥取県	1				19		20		—
島根県	1				20	1	21	1	4.5%
岡山県	1		1		26		28		—
広島県	1		1		19	3	21	3	12.5%
山口県	1				18	1	19	1	5.0%
徳島県		1			22	2	22	3	12.0%
香川県	1				4	13	5	13	72.2%
愛媛県	1				20		21		—
高知県	1				26	8	27	8	22.9%
福岡県	1		2		58		61		—
佐賀県	1				20		21		—
長崎県	1				21		22		—
熊本県	1				45		46		—
大分県		1			2	16	2	17	89.5%
宮崎県	1				26		27		—
鹿児島県	1				39	4	40	4	9.1%
沖縄県	1				41		42		—
合計	42 (89.4%)	5 (10.6%)	16 (84.2%)	3 (15.8%)	1,586 (91.6%)	145 (8.4%)	1,644 (91.5%)	153 (8.5%)	8.5%

(注) 1 病気休暇は、私傷病(結核性を除く)の場合の取扱いを示す。

2 国の私傷病の場合の病気休暇は、休暇の期間が引き続き90日を超えた場合、俸給(いわゆる基本給)を半減することとされている。

3 ( )内は、団体区分中の割合である。